

過剰注入防止設備の試験確認実施要領

平成 1 1 年 4 月

危険物保安技術協会

過剰注入防止設備の試験確認実施要領

平成4年4月1日制定

第1 申請書類について次の事項を確認する。

- 1 可燃性蒸気の滞留するおそれがある場所に電気機器を設置するものにあつては、防爆構造であること。
- 2 作動する液面は、危険物が溢れ出ないように適切な液面に設定できること。
物の量、作動までの時間、専用タンク上部の余裕空間を考慮し、過剰注入防止設備の作動する液面位置が適切に設定できるものであること。
- 3 材質は、腐食しないもの又は腐食に対する防護措置が施されているものであること。
- 4 耐久試験の報告書により1,500回の作動回数に対する耐久性を有すること。

第2 性能確認

A 確認対象物の確認

- (1) 申請図書と同一の形状であること。
- (2) 可燃性蒸気の滞留するおそれがある場所に電気機器を設置するものにあつては、防爆構造であること。

B 立会試験により、次のことを確認する。

1 過剰注入防止機能

(1) 貯蔵する危険物の液面を直接検知し作動させるもの

上部水槽と下部水槽及び過剰注入防止設備を設置する。過剰注入防止設備の上部に、実際の注入ホース又は同等品（以下「ホース等」という。）を接続して水の落下高さ（上部水槽と水面と過剰注入防止設備の閉止弁位置の間）が1.5m以上になるように設定し、上部水槽から水を落下させ、下部水槽の液面上昇により過剰注入防止設備が作動し、水の落下が停止することを3回確認する。

(2) 貯蔵する危険物の液面位置を電気等の信号に変換し閉止弁を作動させるもの

(1)と同様に過剰注入防止設備にホース等を接続する。上部水槽から水を落下させておき、途中で作動信号を出す。接続した過剰注入防止設備が作動し、水の落下が停止することを3回確認する。

2 ホース等内の危険物の回収機能

(1) 貯蔵する危険物の液面を直接検知し作動させるもの

1 (1)により過剰注入防止設備を通して水を落下させる。過剰注入防止設備が作動し、水の落下量が小さく制限された時点で上部水槽からホース等への水の流入を停止させる。下部の水槽の液面高さを下げない状態に保ちな

- がら、ホース等内の水を下部水槽に抜き取る操作を1回実施し、ホース等内の危険物の回収ができることを確認する。
- (2) 貯蔵する危険物の液面位置を電気等の信号に変換し閉止弁を作動させるもの
- 1 (2) により過剰注入防止設備を通して水を落下させる。水の落下の途中で作動信号を出し、水の落下を停止させる。次に上部水槽からホース等への水の流入を停止させ、ホース等内の水を下部水槽に抜き取る操作を1回実施し、ホース等内の危険物の回収ができることを確認する。
- 3 過剰注入防止設備を停止させる機能
- (1) 機能を停止させるスイッチ等は、カバーを設ける等により容易に操作できないものであることを確認する。
- (2) 機能を停止させるスイッチ等を作動させて、過剰注入防止設備が停止状態である場合には、移動タンク貯蔵所の乗務員が容易にその状態を把握できる表示等があることを確認する。

附 則

- 1 この試験確認実施要領は、平成11年4月1日から実施する。